

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項の番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	自家醸造特産リキュール製造の特例	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄警察署長の免許を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の類とすることを製造する酒類については、この限りでない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けなければならない。 【措置①】特産リキュールのみで、使用する原料としての酒類を自ら製造できるようにする。 【措置②】特産品を醸造原料の一部とすることを認める。	【措置①】特産リキュールのみで、使用する原料としての酒類を自ら製造できるようにする。 【措置②】特産品を醸造原料の一部とすることを認める。	第24次提案 管理コード070040の継続提案です。 【前回提案の骨子】特産酒類の特例は、酒税法で認められている原料酒の製造を禁止している。また、特産品の使用法も酒類製造の原料としては認めず酒類生成後に混入するのみとっており、実用性も活用ができていない。その特例は採算性であるが、酒類製造の必要と見做されることが製造免許の要件とされている。 【財務省の答言】コスト削減の観点から酒類の他者購入という制限をかけた。しかし、酒類製造の採算性は、製造する酒類の種類や製造方法、使用する原料や設備投資コスト、醸造設備や販売設備など様々な要因によって左右されるものであり、どのよう製造が低コストで製造可能であるかを特定することは困難である。 【今回提案】外道醸造というコスト削減が、商品(開発)力をも低減させている。市場ニーズに応えられなければ、低コストに意味はない。財務省がコントロールできる範疇ではない。まして市場の需要をている。原料製造の禁止を撤廃し、市場からの機会創出すべきである。但し、税金滞納不向への対応として、経営基礎要件の引き上げ(酒税相当額の5ヶ月分の担保)を併せて提案するものがある。	C	I	右の提案者からの、設備投資額を基準とすることにより採算性の確保が可能である、という意見を踏まえ、提案の可否及びその理由について再度検討し、具体的回答をされた。	右の提案者からの、設備投資額を基準とすることにより採算性の確保が可能である、という意見を踏まえ、提案の可否及びその理由について再度検討し、具体的回答をされた。	本特例の趣旨は、「当該地域の特産品であるものを原料とする酒類の製造を通じて地域の活性化を図ること」であり他者から原料酒類を購入することではない。混和製造は採算性への配慮であるが、財務省は自家醸造における可能性を十分に認めている(第24次提案)。あとは製造方法の特定が課題であった。提出済みの製造方法で存在確認は可能であり、近年ではさらに小型自動化も進んでいる。採算性を問うならば製造ではなく設備投資額を基準とすべきで審査実行面でも負担軽減となる。議論を進行した回答は評価できない。提案趣旨に沿った真摯な対応を求める。	C	I	ご提案の趣旨は、構造改革特別区域法第28条の2第1項第2号のリキュールの範囲について、「特区内自己醸造場において製造された酒類を原料としていないもの」との限定を撤廃することで、当該リキュールの製造免許のみでその原料となる酒類の製造を可能とし、地域の特産品を醸造原料の一部とすることを可能とするものと承知している。 前回の回答でも申し上げたとおり、構造改革特区における低価格醸造数量基準の特例は、他者から購入した酒類に同等の地域の特産品を混和することと比較的簡便な製造設備でリキュールの製造が可能となり、製造コストの低減が図れることから認められている制度であり、リキュールに係る原料用の酒類を自ら製造することを可能とするご提案は、こうした本特例の前提を覆すものである。 また、第24次提案の回答でも申し上げたとおり、酒類の製造免許制度については、様々な状況下にある多くの製造業者に通用されることに加え、制度の明確性や簡便性、執行可能性等を踏まえ、極めて外形的、客観的な基準である最低製造数量によって採算性を判断しているが、こうした考え方は、特区制度の酒類製造免許制度においても同様である。 設備投資額を基準とすべきのご提案の具体的内容が必ずしも明らかではないが、採算性の基準として一律に設備投資額の要件を定めることも、個々の事業者の設備投資の状況等に基づいて個別に採算性を判断することも困難であり、現実的ではない。さらには、既に設備投資額を基準に免許を行う制度を設けても、その免許付与後における追加の設備投資や既存設備の改修又は売却等はいずれも可能であり、酒類製造業者の設備投資の状況を逐一把握し、免許付与が適切かどうかを継続的に判断し続けることが必要となり、執行面で対応が困難と考えられる。	醸造家創出プロジェクト	1 0 0 3 0 1 0	個人	神奈川県	財務省
070020	寄附控除に関する確定申告における電子領収書の導入	・所得税法第120条第3項第1号 ・所得税法施行令第262条第1項第7号 ・所得税法施行規則第47条の2第3項 ・租税特別措置法第41条の18第3項、第41条の18の3第2項 ・租税特別措置法施行規則第19条の10の2、第19条の10の3、第19条の10の4第10項	・寄附金控除(所得控除)の適用を受ける場合には、「1」寄附金の明細書、②寄附金を受領した旨、寄附金がその法人の主たる目的であることに関する旨、寄附金の税及び受領年月日を証する書類を確定申告書に添付し、又は当該申告書提出の前提を示さなければならない。 ・寄附金控除(振替控除)の適用を受ける場合には、「1」寄附金の明細書、②寄附金を受領した旨、寄附金がその法人の主たる目的であることに関する旨、寄附金の税及び受領年月日を証する書類を確定申告書に添付しなければならない。	電子領収書を寄附控除における確定申告書の添付書類として認めていただきたい。	・我が国の寄附税制は充実しており、公益法人や特定非営利活動法人などにおいて寄附控除が認められる団体となるための認定要件も緩和されると、インフラ面では寄附側である英米、米連と遜色なくなっている。 ・政府が掲げる「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」にある通り、「共助の活動を資金面から支えるよう、関係者が連携して寄附文化の醸成を推進していく」ためには、より便利に寄附が行えるようにインターネットやモバイルツールを活用した寄附の機会を増やしていくことが必要不可欠である。 ・しかし、所得控除では電子領収書に関する明示規定がないため、寄附控除を受けるための確定申告においては「寄附した団体等から交付を受けた領収書原本」のみ交付となっており、電子領収書(PDFなどの画面に表示された領収書データ)を出力したもののが認められていない。(運用上、電子領収書を複写するための受け付けられていない) ・地方自治体、大学、スポーツ競技団体、公益財団・社団法人、認定NPO法人などの非営利団体からは、領収書作成費、封入作業、発送作業などの人件費、および郵送料など設備費発生に伴うコスト負担を懸念し、寄附を呼びかけることに対して躊躇する場合も多い。 ・電子領収書を確定申告書の添付書類として認めたことにより、寄附した団体の事務コストの削減、および寄附者の利便性向上が同時にはかれることにより寄附が増え、NPO等の財政基盤が充実し、地域の課題解決や地域経済の活性化につながる。	C	I	右の提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、具体的回答をされた。	企業における領収書精算においてはすでに電子領収書は認められている。経費精算については、精算者においては立替経費の交付を受けられるものであり、また、企業においては法人税課税対象所得を減少させるものであるため、寄附金控除の適用においては、寄附の受入れ先が発行した領収書のほかに寄附金額の適正性を確認する手段がほしい。企業における立替払い・経費の精算と寄附金控除の手続きを併列に検討することは適当でない。 仮に電子領収書(PDFなどの画面に表示された領収書データを出力したもの)を寄附金控除の添付書類として認められる場合、領収書データそのものを容易に改ざんでき、また、その検知が困難であるため、改ざんを防止するための措置が必要となるが、ご提案においては、その改ざん防止措置が示されていない。 また、ご提案については、公平性の観点から全国の寄附者に開く課題であり、構造改革特区における規制の例外として取り扱うことは馴染まないと考えられる。 これらを踏まえ、ご提案については「(C)構造改革特区として対応不可」としている。 しかしながら、制度一般の課題として、マイナンバー制度の導入と電子署名等の偽造防止技術の発達を踏まえ、これらを用いて、紙の領収書を郵送せずとも寄附の実務の確証や領収書の改ざん防止が可能となるような仕組みについて、システム面や実務面での対応可能性を含め、検討してまいります。	1 0 1 5 0 1 0	NPO法人の未来をつくる勉強会	東京都	財務省					
070030	特産酒類の製造事業への酒の追加	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄警察署長の免許を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の類とすることを製造する酒類については、この限りでない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量(その他の醸造酒類は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けなければならない。 【措置①】特産酒類の製造場において、事業主(酒類販売公共団体の長が当該地域の特産品として指定した事業(醸造酒類)を製造する酒類の製造場において製造しようとする者(その他の醸造酒(醸酒)を製造しようとする者)がその他の醸造酒(醸酒)の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準(年間6k)を1kに緩和する。	地域の特産物(米)を原料としたその他の醸造酒(醸酒)の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準(年間6k)を1kに緩和する。	当該地域は中山間地域で人口の減少や高齢化が進む中で、農林水産物価格の低下等から農林水産業が低迷しているとともに、人口減少等から醸造工業の活力がみられつつある。当該地域は小規模ではあるが稲田等が活かし良食味米を生産する産地であり、稲田米等として販売するとともに、民営等を営業者が醸造を製造販売する産地の6次産業化に取り組む成果も上げており、地域全体が活力を取り戻すべく、地域固有の資源である自然や、地域の特産物を活用し、産業界が必要であり、稲田米等を加工し酒類を生産し、成果を上げていく産業者の取り組みを、飲食・宿泊業者や食品製造業者等の農工商業者等に応じ、但馬仕法の伝統と技術力を生かした酒類の生産を行うことで、農業者と醸造工業の活性化を図ろうとするものである。また、コメの消費拡大につながる稲田等の農地を保全することもできる。なお、規制を緩和した場合に考えられる酒税滞納発生や税務当局による実態の把握が困難に伴う密造の横行などの弊害については、免許対象者と、所得税の青色申告実施者することで酒税の滞納の防止が可能と考えられる。	C	I	右の提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、具体的回答をされた。	右の提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、具体的回答をされた。	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造業者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることによる密造の横行など、酒税滞納の増大に懸念を及ぼさねないことである。構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されていることから、構造改革特区における酒税滞納発生や税務当局による実態の把握が困難に伴う密造の横行などの弊害については、免許対象者と、所得税の青色申告実施者することで酒税の滞納の防止が可能と考えられる。	C	I	ご提案の趣旨は、構造改革特別区域法第28条の2第1項第2号のリキュールの範囲について、「特区内自己醸造場において製造された酒類を原料としていないもの」との限定を撤廃することで、当該リキュールの製造免許のみでその原料となる酒類の製造を可能とし、地域の特産品を醸造原料の一部とすることを可能とするものと承知している。 前回の回答でも申し上げたとおり、構造改革特区における低価格醸造数量基準の特例は、他者から購入した酒類に同等の地域の特産品を混和することと比較的簡便な製造設備でリキュールの製造が可能となり、製造コストの低減が図れることから認められている制度であり、リキュールに係る原料用の酒類を自ら製造することを可能とするご提案は、こうした本特例の前提を覆すものである。 また、第24次提案の回答でも申し上げたとおり、酒類の製造免許制度については、様々な状況下にある多くの製造業者に通用されることに加え、制度の明確性や簡便性、執行可能性等を踏まえ、極めて外形的、客観的な基準である最低製造数量によって採算性を判断しているが、こうした考え方は、特区制度の酒類製造免許制度においても同様である。 設備投資額を基準とすべきのご提案の具体的内容が必ずしも明らかではないが、採算性の基準として一律に設備投資額の要件を定めることも、個々の事業者の設備投資の状況等に基づいて個別に採算性を判断することも困難であり、現実的ではない。さらには、既に設備投資額を基準に免許を行う制度を設けても、その免許付与後における追加の設備投資や既存設備の改修又は売却等はいずれも可能であり、酒類製造業者の設備投資の状況を逐一把握し、免許付与が適切かどうかを継続的に判断し続けることが必要となり、執行面で対応が困難と考えられる。	自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	1 0 6 0 5 0	北但西部森林組合	兵庫県	財務省
070040	規制緩和等によるクルーズリズムの推進	消費税法第8条 消費税法施行令第18条 消費税法施行規則第6～10条	輸出品販売場の制度は、輸出品販売場を経営する課税事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して、輸出するための所定の方法により購入される特産品の物品の譲渡を行った場合に、その譲渡に対する消費税が免除される。	一定区域内の商店街や、ショッピングセンターにおける一括した免税手続きを可能にするなど、手続きを簡便化すること。	兵庫県は、瀬戸内海、日本海に面し、風光明媚な風景、文化等を有した県であり、クルーズツアーの実施に適した条件を有していることから、クルーズツーリズムを推進し、地域経済の活性化を図る。 提案理由: ・外国人観光客にとって、商店街やショッピングセンターにおいて一括して免税手続き(書類の作成、運付等)が可能になると事務及び時間の負担が軽減され、購買意欲の向上が見込まれる。また、各店舗での免税手続きの作業負担も軽減されるため、地方における免税店許可取得の拡大が期待される。	C	I	右の提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、具体的回答をされた。	右の提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、具体的回答をされた。	税制に関する提案・要望は、規制改革の対象ではありません。税制については、税制改正プロセスにおいて議論されることとなります。	C	I	ご提案の趣旨は、構造改革特別区域法第28条の2第1項第2号のリキュールの範囲について、「特区内自己醸造場において製造された酒類を原料としていないもの」との限定を撤廃することで、当該リキュールの製造免許のみでその原料となる酒類の製造を可能とし、地域の特産品を醸造原料の一部とすることを可能とするものと承知している。 前回の回答でも申し上げたとおり、構造改革特区における低価格醸造数量基準の特例は、他者から購入した酒類に同等の地域の特産品を混和することと比較的簡便な製造設備でリキュールの製造が可能となり、製造コストの低減が図れることから認められている制度であり、リキュールに係る原料用の酒類を自ら製造することを可能とするご提案は、こうした本特例の前提を覆すものである。 また、第24次提案の回答でも申し上げたとおり、酒類の製造免許制度については、様々な状況下にある多くの製造業者に通用されることに加え、制度の明確性や簡便性、執行可能性等を踏まえ、極めて外形的、客観的な基準である最低製造数量によって採算性を判断しているが、こうした考え方は、特区制度の酒類製造免許制度においても同様である。 設備投資額を基準とすべきのご提案の具体的内容が必ずしも明らかではないが、採算性の基準として一律に設備投資額の要件を定めることも、個々の事業者の設備投資の状況等に基づいて個別に採算性を判断することも困難であり、現実的ではない。さらには、既に設備投資額を基準に免許を行う制度を設けても、その免許付与後における追加の設備投資や既存設備の改修又は売却等はいずれも可能であり、酒類製造業者の設備投資の状況を逐一把握し、免許付与が適切かどうかを継続的に判断し続けることが必要となり、執行面で対応が困難と考えられる。	1 0 3 0 4 1	兵庫県	兵庫県	財務省	